

## ◆教育訓練給付金制度◆

### ◇教育訓練給付金制度とは

船員保険法第33条の16の4の規定に基づき、船員の負担により船員保険教育訓練講座を受講し修了した者に対して教育訓練費用(入学料及び受講料)の一部が支給される制度です

※入学料とは受講開始時に必要な入学金や登録料のことで、受講料とは受講費や教科書、教材費のことであり、受講者全員が必ずしも必要としない補助教材や補講費は含まれません。

### ◇当学院が指定を受けた船員保険教育訓練講座

3級海技士(航海)コース、4級海技士(航海)コース、5級海技士(航海)コース

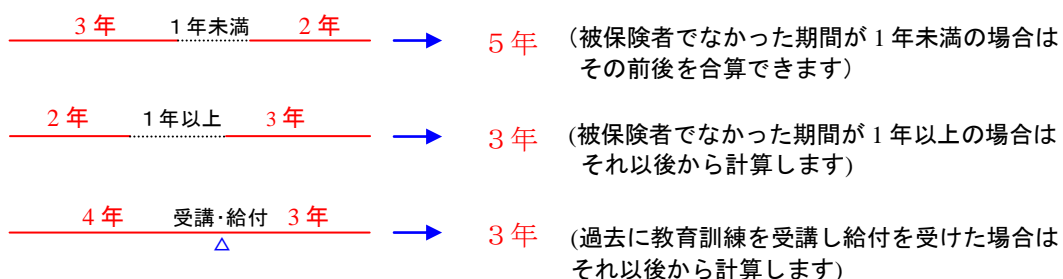
6級海技士(航海)養成Aコース、6級海技士(航海)養成Bコース

3級海技士(機関)コース、4級海技士(機関)コース、5級海技士(機関)コース

### ◇支給要件

1. 船員保険の被保険者又は被保険者であった者(資格喪失後1年以内の者)であること。
2. 被保険者であった期間が3年以上(当分の間、初回に限り1年以上)あること。
3. 過去3年間に教育訓練給付金を受けていないこと。
4. 指定されている教育訓練講座を受講し、修了したこと。

### ◇被保険者期間の計算例 (ただし—— は被保険者期間、..... は被保険者でなかった期間)



### ◇支給内容 (H19.10.1改正)

被保険者であった期間が3年以上(初回に限り、被保険者期間1年以上で受給可能)

船員が負担した教育訓練費用の2割に相当する額が支給されます。

ただし10万円を支給限度とし、4千円未満の場合は支給されません。

### ◇教育訓練給付金請求の手続

船員保険教育訓練講座を受講し修了した後、本人が使用されている(又は使用されていた)船舶所有者の住所地を管轄する船員保険事務を取り扱う地方社会保険事務局又は社会保険事務所に、次の書類を提出すると、支給決定後に指定口座に教育訓練給付金が振り込まれます。

- ①船員保険教育訓練給付金申請書 ②教育訓練費用の領収書 ③修了証明書 ④船員手帳